

○湯河原町議会意見交換会実施要綱

令和5年12月8日
湯河原町議会告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、町政の諸課題に柔軟に対応するため、町政全般にわたって議員及び町民が自由に意見を交換するための議会意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(意見交換会の開催)

第2条 意見交換会は、議長が議会運営委員会に諮り、必要に応じて開催する。

2 意見交換会は、原則として全議員が出席する。

3 議員は、意見交換会の開催を必要とする理由を明らかにする書面をもって、議長に意見交換会の開催を求めることができる。

(内容)

第3条 意見交換会の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町政に関すること。

(2) 町議会に関すること。

(3) その他町の重要な事項に関すること。

(役割分担)

第4条 意見交換会における司会進行者、記録者等の役割分担は、議長が議会運営委員会に諮り選任する。

(開催期日、開催時間、会場等)

第5条 意見交換会の開催期日、開催時間及び会場については、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

2 意見交換会の開催期日、開催時間、会場及び内容の周知は、議会及び町ホームページで行う。この場合において、議会だよりその他の広報媒体を併せて利用するよう努める。

(進行等)

第6条 司会進行者は、意見交換会における発言が特定の議員又は参加者に偏らないよう、円滑な進行に努める。

2 出席議員は、個人的見解を述べるときは、あらかじめ議員個人の見解であることを示した上で、良識ある言動に努める。

(記録)

第7条 意見交換会の記録は、記録者において要点記録する。

(成果・効果等)

第8条 意見交換会を終了したときは、速やかに記録者が文書により議長に報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書は、議会運営委員会に諮り、速やかに議会ホームページに掲載するとともに、概要を議会だよりで公表する。なお、町政に対する意見提言で重要なものは、町長に通知する。

3 意見交換会終了後は、議会運営委員会において評価及び総括を行う。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。